

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月4日
【会社名】	デジタルグリッド株式会社
【英訳名】	DIGITAL GRID Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 豊田 祐介
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	03-6256-0008（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 嶋田 剛久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	03-6256-0008（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 嶋田 剛久
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 935,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 7,072,845,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,228,890,000円 （注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年3月18日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集250,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,851,000株（引受人の買取引受による売出し1,577,000株・オーバーアロットメントによる売出し274,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2025年4月4日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」、「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」、「第一部 証券情報 第2 売出要項 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）（2）ブックビルディング方式」、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員の状況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
(2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
(1) 新規発行による手取金の額
(2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
(2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
(2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 3 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
(2) 新株予約権等の状況
ストックオプション制度の内容
- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
(2) 役員の状況

第四部 株式公開情報

第3 株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	250,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- （注）1 2025年3月18日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 発行数については、2025年4月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2025年3月18日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	250,000	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- （注）1 2025年3月18日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2025年3月18日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3の全文削除及び4、5、6の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

2025年4月14日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2025年4月4日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	250,000	971,125,000	571,250,000
計（総発行株式）	250,000	971,125,000	571,250,000

- （注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,570円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,570円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,142,500,000円となります。

（訂正後）

2025年4月14日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2025年4月4日開催の取締役会において決定された払込金額（3,740円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	250,000	<u>935,000,000</u>	<u>560,625,000</u>
計（総発行株式）	250,000	<u>935,000,000</u>	<u>560,625,000</u>

（注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4 資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、仮条件（4,400円～4,570円）の平均価格（4,485円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 仮条件（4,400円～4,570円）の平均価格（4,485円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,121,250,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年4月15日(火) 至 2025年4月18日(金) (注) 4	未定 (注) 5	2025年4月21日(月) (注) 4

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2025年4月4日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2025年4月14日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 2025年4月4日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2025年3月18日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、2025年4月22日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 申込み在先立ち、2025年4月7日(月)から2025年4月11日(金)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	3,740	未定 (注) 3	100	自 2025年4月15日(火) 至 2025年4月18日(金)	未定 (注) 4	2025年4月21日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、4,400円以上4,570円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2025年4月14日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は変更されることがあります。

仮条件を変更する場合には有価証券届出書の訂正届出書を提出したうえで、変更後の仮条件により改めて需要の申告を受付けることとなり、以降の日程についても変更される可能性があります。

- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額(3,740円)と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2025年3月18日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、2025年4月22日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、2025年4月7日(月)から2025年4月11日(金)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受価額が発行価額(3,740円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	250,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2025年4月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	250,000	-

(注) 1 引受株式数は、2025年4月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2 上記引受人と発行価格等決定日(2025年4月14日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	250,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2025年4月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	250,000	-

(注) 上記引受人と発行価格等決定日(2025年4月14日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(注) 1の全文及び2の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,142,500,000	23,000,000	1,119,500,000

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,570円）を基礎として算出した見込額であります。2025年4月4日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,121,250,000	23,000,000	1,098,250,000

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（4,400円～4,570円）の平均価格（4,485円）を基礎として算出した見込額であります。2025年4月4日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額1,119,500千円については、「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,246,180千円を合わせた手取概算額合計上限2,365,680千円を、当社グループの蓄電池事業を担うデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社への投融資資金に充当する予定であります。

デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社では、今般調達する資金を系統用蓄電池設備等の設備投資資金として、2027年7月期までに全額を充当する予定です。

なお、系統用蓄電池の設備投資にあたっては、常に候補案件の検討を行っておりますが、現時点で確定した案件はないことから、未充当額が生じた場合、当社における事業拡大のための増加運転資金、営業人員やエンジニア等の増加人件費、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

(訂正後)

上記の差引手取概算額1,098,250千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,222,890千円を合わせた手取概算額合計上限2,321,140千円を、当社グループの蓄電池事業を担うデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社への投融資資金に充当する予定であります。

デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社では、今般調達する資金を系統用蓄電池設備等の設備投資資金として、2027年7月期までに全額を充当する予定です。

なお、系統用蓄電池の設備投資にあたっては、常に候補案件の検討を行っておりますが、現時点で確定した案件はないことから、未充当額が生じた場合、当社における事業拡大のための増加運転資金、営業人員やエンジニア等の増加人件費、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

発行価格等決定日（2025年4月14日）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格。発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	1,577,000	7,206,890,000	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 三菱商事株式会社 343,880株
				636 Waverley St., Suite 100, Palo Alto, CA 94301, USA WiL Fund L.P. 333,260株
				東京都港区港南一丁目7番1号 ソニーグループ株式会社 151,980株
				東京都中央区八重洲二丁目2番1号 三井化学株式会社 145,000株
				愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 豊田通商株式会社 100,000株
				東京都千代田区紀尾井町4番1号 フーバー・インベストメント株式会社 100,000株
				富山県富山市下番30 立山科学株式会社 52,780株
				兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 川崎重工業株式会社 50,000株
				東京都新宿区新宿一丁目1番13号 伯東株式会社 50,000株
				東京都港区虎ノ門二丁目1番1号 株式会社MOL PLUS 50,000株
				東京都港区海岸一丁目5番20号 東京瓦斯株式会社 21,110株
京都府京都市右京区西院溝崎町21 ローム株式会社 21,110株				

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				福井県福井市二の宮四丁目44番1号 A01ホールディングス株式会社 14,960株
				東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 双日株式会社 11,640株
				東京都港区芝浦四丁目9番25号 NECフィールドディング株式会社 10,550株
				東京都千代田区大手町一丁目1番2号 ENEOS Power 株式会社 10,550株
				福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社 10,550株
				京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 京セラ株式会社 10,550株
				東京都中央区京橋二丁目16番1号 清水建設株式会社 10,550株
				東京都千代田区神田練堀町3番地 東京センチュリー株式会社 10,550株
				東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 三菱HCキャピタル株式会社 10,550株
				神奈川県横浜市港北区新羽町1743番地 株式会社横浜環境デザイン 10,550株
				東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 JFEエンジニアリング株式会社 6,980株
				千葉県船橋市藤原三丁目16番17号 アイエスジー株式会社 6,980株
				愛知県名古屋市中熱田区桜田町19番18号 東邦瓦斯株式会社 6,980株
				愛知県長久手市蟹原2201番地 日東工業株式会社 6,980株
				東京都千代田区大手町二丁目6番4号 古河電気工業株式会社 6,980株
				北海道札幌市東区北7条東2丁目1番1号 北海道瓦斯株式会社 6,980株
				東京都江東区 越村 吉隆 5,000株
計(総売出株式)	-	1,577,000	7,206,890,000	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式1,577,000株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。)されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売(以下、「国内販売」という。)される株数(以下、「国内販売株数」という。)と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(2025年4月14日)に決定されます。海外販売株数は引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出数については、今後変更される可能性があります。
- 海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(4,570円)で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 6 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 8 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 . ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

発行価格等決定日（2025年4月14日）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格。発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	1,577,000	7,072,845,000	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 三菱商事株式会社 343,880株
				636 Waverley St., Suite 100, Palo Alto, CA 94301, USA WiL Fund L.P. 333,260株
				東京都港区港南一丁目7番1号 ソニーグループ株式会社 151,980株
				東京都中央区八重洲二丁目2番1号 三井化学株式会社 145,000株
				愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 豊田通商株式会社 100,000株
				東京都千代田区紀尾井町4番1号 フーバー・インベストメント株式会社 100,000株
				富山県富山市下番30 立山科学株式会社 52,780株
				兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 川崎重工業株式会社 50,000株
				東京都新宿区新宿一丁目1番13号 伯東株式会社 50,000株
東京都港区虎ノ門二丁目1番1号 株式会社MOL PLUS 50,000株				
東京都港区海岸一丁目5番20号 東京瓦斯株式会社 21,110株				
京都府京都市右京区西院溝崎町21番地 ローム株式会社 21,110株				

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				福井県福井市二の宮四丁目44番1号 A01ホールディングス株式会社 14,960株
				東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 双日株式会社 11,640株
				東京都港区芝浦四丁目9番25号 NECフィールドディング株式会社 10,550株
				東京都千代田区大手町一丁目1番2号 ENEOS Power株式会社 10,550株
				福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社 10,550株
				京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 京セラ株式会社 10,550株
				東京都中央区京橋二丁目16番1号 清水建設株式会社 10,550株
				東京都千代田区神田練堀町3番地 東京センチュリー株式会社 10,550株
				東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 三菱HCキャピタル株式会社 10,550株
				神奈川県横浜市港北区新羽町1743番地 株式会社横浜環境デザイン 10,550株
				東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 JFEエンジニアリング株式会社 6,980株
				千葉県船橋市藤原三丁目16番17号 アイエスジー株式会社 6,980株
				愛知県名古屋市中熱田区桜田町19番18号 東邦瓦斯株式会社 6,980株
				愛知県長久手市蟹原2201番地 日東工業株式会社 6,980株
				東京都千代田区大手町二丁目6番4号 古河電気工業株式会社 6,980株
				北海道札幌市東区北7条東2丁目1番1号 北海道瓦斯株式会社 6,980株
				東京都江東区 越村 吉隆 5,000株
計(総売出株式)	-	1,577,000	7,072,845,000	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式1,577,000株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。)されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売(以下、「国内販売」という。)される株数(以下、「国内販売株数」という。)と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(2025年4月14日)に決定されます。海外販売株数は引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出数については、今後変更される可能性があります。
- 海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(4,400円~4,570円)の平均価格(4,485円)で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 6 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 8 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 . ロックアップについて」をご覧ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 抛金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 2025年 4月15日(火) 至 2025年 4月18日(金) (注)3	100	未定 (注)2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	<p>東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社</p> <p>東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社</p> <p>東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社 S B I 証券</p> <p>愛知県名古屋市中村区名 駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社</p> <p>東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社</p> <p>東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社</p> <p>東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社</p> <p>東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社</p> <p>東京都文京区小石川一丁目 1番1号 水戸証券株式会社</p>	未定 (注)4

(注)1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証抛金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証抛金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証抛金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、発行価格等決定日(2025年4月14日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

- 4 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日を当社普通株式の取引所への上場（売買開始）日（2025年4月22日（火））として、同日より売買を行うことができます。取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であります。当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 4月15日(火) 至 2025年 4月18日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社 S B I 証券 愛知県名古屋市中村区名 駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二 丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 東京都文京区小石川一丁目 1番1号 水戸証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、発行価格等決定日(2025年4月14日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

- 5 株式受渡期日を当社普通株式の取引所への上場（売買開始）日（2025年4月22日（火））として、同日より売買を行うことができます。取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定ですが、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	274,000	1,252,180,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	274,000	1,252,180,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日（2025年4月22日）から2025年5月16日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,570円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	274,000	<u>1,228,890,000</u>	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	274,000	<u>1,228,890,000</u>	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(2025年4月22日)から2025年5月16日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(4,400円~4,570円)の平均価格(4,485円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2025年 4月15日(火) 至 2025年 4月18日(金) (注) 1	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	-	-

(注) 1 売出価格、申込期間及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

- 2 売出しに必要な条件については、発行価格等決定日（2025年4月14日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2025年4月22日（火））と同一といたします。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であります。当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2025年 4月15日(火) 至 2025年 4月18日(金)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	-	-

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

- 2 売出しに必要な条件については、発行価格等決定日（2025年4月14日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2025年4月22日（火））と同一といたします。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であります。当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2025年3月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 274,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2025年5月21日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日（2025年4月22日）から2025年5月16日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2025年3月18日及び2025年4月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 274,000株
募集株式の払込金額	1株につき3,740円
割当価格	未定（「第1募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2025年5月21日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日（2025年4月22日）から2025年5月16日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(2) 経営環境

電力PF事業

(訂正前)

(省略)

(11) TAM、SAM及びSOMは、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し、電力調査統計 電力需要実績 2023年度（資源エネルギー庁）」をもとに、11、12、13に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある

(以下省略)

(訂正後)

(省略)

(11) TAM、SAM及びSOMは、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し、電力調査統計 電力需要実績 2023年度（資源エネルギー庁）」をもとに、12、13及び14に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある

(以下省略)

再エネPF事業

(訂正前)

(省略)

(7) TAM、SAM及びSOMは、7、8、9及び10に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある。

(以下省略)

(訂正後)

(省略)

(7) TAM、SAM及びSOMは、8、9及び10に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある

(以下省略)

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

(訂正前)

(省略)

・2023年7月期

(単位：百万円)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	355	440	505	390
DGP手数料売上高(1)	58	216	249	333
DGP手数料売上高除く売上高	296	223	255	56
営業利益	114	165	163	4(注2)

・2024年7月期

(単位：百万円)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	646	765	852	1,251
DGP手数料売上高(1)	474	591	700	1,052
DGP手数料売上高除く売上高	172	173	152	198
営業利益	303	388	393	461

・2025年7月期

(単位：百万円)	第1四半期	第2四半期
売上高	1,687	1,620
DGP手数料売上高(1)	1,224	1,199
DGP手数料売上高除く売上高	463	421
営業利益	973	736

(1) 売上高からDGP手数料売上高のみを抽出した数値

(2) 一般送配電事業者との精算額、Jクレジット販売、FIT非化石証書仲介手数料などが含まれる数値

(3) 営業損失は決算算与支給による一過性のものや研究開発費、排出係数調整費が主な要因

・2023年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV(取扱電力量。GWh)	51	127	153	204
需要家	50	123	148	200
再エネ発電家	1	4	5	4
契約容量(MW)(1)	68	188	331	298
需要家	67	176	318	279
再エネ発電家	1	11	13	18
契約拠点数(数)(2)	276	1,012	992	1,664
需要拠点数	267	984	959	1,587
再エネ発電拠点数	9	28	33	77

・2024年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV(取扱電力量。GWh)	271	319	364	542
需要家	264	309	338	502
再エネ発電家	7	10	27	40
契約容量(MW)(1)	384	504	621	799
需要家	354	437	510	656
再エネ発電家	30	67	110	142
契約拠点数(数)(2)	2,334	3,265	4,454	4,907
需要拠点数	2,164	2,941	3,898	4,223
再エネ発電拠点数	170	324	556	684

・2025年7月期

指標	第1四半期	第2四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	640	628
需要家	600	585
再エネ発電家	40	43
契約容量（MW）（1）	824	935
需要家	663	724
再エネ発電家	161	165
契約拠点数（数）（1）	5,153	5,369
需要拠点数	4,269	4,264
再エネ発電拠点数	884	1,105

（1）契約容量は託送月による合算値

（2）当社グループと契約関係のない低圧の需要拠点を除く

（訂正後）

（省略）

・2023年7月期

（単位：百万円）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	355	440	505	390
DGP手数料売上高（1）	58	216	249	333
DGP手数料売上高除く売上高 （2）	296	223	255	56
営業利益	114	165	163	4（3）

・2024年7月期

（単位：百万円）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	646	765	852	1,251
DGP手数料売上高（1）	474	591	700	1,052
DGP手数料売上高除く売上高 （2）	172	173	152	198
営業利益	303	388	393	461

・2025年7月期

（単位：百万円）	第1四半期	第2四半期
売上高	1,687	1,620
DGP手数料売上高（1）	1,224	1,199
DGP手数料売上高除く売上高 （2）	463	421
営業利益	973	736

（1）売上高からDGP手数料売上高のみを抽出した数値

（2）一般送配電事業者との精算額、Jクレジット販売、FIT非化石証書仲介手数料などが含まれる数値

（3）営業損失は決算賞与支給による一過性のものや研究開発費、排出係数調整費が主な要因

・2023年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	51	127	153	204
需要家	50	123	148	200
再エネ発電家	1	4	5	4
契約容量（MW）（1）	68	188	331	298
需要家	67	176	318	279
再エネ発電家	1	11	13	18
契約拠点数（数）（2）	276	1,012	992	1,664
需要拠点数	267	984	959	1,587
再エネ発電拠点数	9	28	33	77

・2024年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	271	319	364	542
需要家	264	309	338	502
再エネ発電家	7	10	27	40
契約容量（MW）（1）	384	504	621	799
需要家	354	437	510	656
再エネ発電家	30	67	110	142
契約拠点数（数）（2）	2,334	3,265	4,454	4,907
需要拠点数	2,164	2,941	3,898	4,223
再エネ発電拠点数	170	324	556	684

・2025年7月期

指標	第1四半期	第2四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	640	628
需要家	600	585
再エネ発電家	40	43
契約容量（MW）（1）	824	889
需要家	663	724
再エネ発電家	161	165
契約拠点数（数）（2）	5,153	5,369
需要拠点数	4,269	4,264
再エネ発電拠点数	884	1,105

（1）契約容量は託送月による合算値

（2）当社グループと契約関係のない低圧の需要拠点を除く

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

(訂正前)

(省略)

(注)1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10株あります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併継続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収(新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。)を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議

（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）がなされた場合）、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3． に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

5．組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(訂正後)

(省略)

- (注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は 10 株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が親会社となる株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約 / 業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたとき、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。）を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）がなされた場合）、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3. に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

第9回新株予約権

(訂正前)

(省略)

- (注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。）を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）がなされた場合）、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3. に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(訂正後)

(省略)

- (注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は10株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が親会社となる株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたとき、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。）を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）がなされた場合）、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3. に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員の状況】

役員一覧

(訂正前)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
			(省略)		
監査役	木村 幸夫	1976年1月26日	2000年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年5月 グローウィン・パートナーズ(株) 入社 2010年11月 アニコム損害保険(株) 入社 資産運用部門担当部長 2012年2月 アニコム損害保険(株) 保険金支払業務改善担当部長 2012年7月 アニコムホールディングス(株) 経営企画部長 2015年4月 アニコム キャピタル(株) 代表取締役社長(兼務 アニコムホールディングス(株) 経営企画部長) 2016年12月 レジュープレス(株)(現 コインチェック(株)) 入社 執行役員CFO 2019年12月 ユニオンテック(株)(現 クラフトバンク(株)) 入社 執行役員CFO 2021年6月 ファーマバイオ(株) 入社 経営企画室/管理部 管掌 執行役員 2022年3月 当社 社外監査役 就任(現任) 2023年8月 木村幸夫公認会計士事務所 代表 就任(現任) 2024年8月 (株)3WELL 社外監査役 就任(現任)	(注5)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	左合 秀行	1964年9月7日	1987年4月 (株)三菱銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)入行 1994年7月 三菱ファイナンス・インターナショナル出向 2002年10月 三菱証券(株)出向 2006年11月 三菱UFJ証券(株) ストラクチャー・プロダクツ部長 2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 商品戦略部長 2012年9月 同社 業務運営本部本部長補佐 2014年6月 同社 執行役員 業務運営本部副本部長 三菱UFJ証券ホールディングス(株) 執行役員 リテール連結担当 2017年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 執行役員 地区部長(東海地区担当) 2018年6月 同社 執行役員 京都支店長並びに京都事業法人部の担当 2020年6月 三菱UFJ証券ホールディングス(株) 取締役 監査等委員 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 常勤監査役 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券(株) 監査役 2025年2月 当社 社外監査役 就任(現任)	(注6)	-
計					775,000

- (注) 1. 取締役井上 龍子、大槻 陸夫は、社外取締役であります。
2. 監査役木村 幸夫、左合 秀行は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年10月30日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年10月29日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2022年3月31日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査役の任期は、2025年2月12日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 当社は意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。

担当	氏名
プラットフォーム事業部管掌	野崎 翔吾
プラットフォーム事業部管掌	松井 英章
コーポレート部管掌	加藤 荒太

(訂正後)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
			(省略)		
監査役	木村 幸夫	1976年1月26日	2000年10月 監査法人トーマツ(現 有 限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年5月 グローウィン・パートナ ズ(株) 入社 2010年11月 アニコム損害保険(株) 入 社 資産運用部門担当部長 2012年2月 アニコム損害保険(株) 保 険 金支払業務改善担当部長 2012年7月 アニコムホールディングス (株) 経営企画部長 2015年4月 アニコム キャピタル(株) 代 表取締役社長(兼務 アニ コムホールディングス(株) 経営企画部長) 2016年12月 レジュブレス(株)(現 コイ ンチェック(株))入社 執行 役員CFO 2019年12月 ユニオンテック(株)(現 ク ラフトバンク(株))入社 執 行役員CFO 2021年6月 ファーマバイオ(株) 入社 経営企画室/管理部 管掌 執行役員 2022年3月 当社 社外監査役 就任 (現任) 2023年8月 木村幸夫公認会計士事務 所 代表 就任(現任) 2024年8月 (株)3WELL 社外監査役 就 任(現任)	(注4)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	左合 秀行	1964年9月7日	1987年4月 (株)三菱銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)入行 1994年7月 三菱ファイナンス・インターナショナル出向 2002年10月 三菱証券(株)出向 2006年11月 三菱UFJ証券(株) ストラクチャー・プロダクツ部長 2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 商品戦略部長 2012年9月 同社 業務運営本部本部長補佐 2014年6月 同社 執行役員 業務運営本部副本部長 三菱UFJ証券ホールディングス(株) 執行役員 リテール連結担当 2017年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 執行役員 地区部長(東海地区担当) 2018年6月 同社 執行役員 京都支店長並びに京都事業法人部の担当 2020年6月 三菱UFJ証券ホールディングス(株) 取締役 監査等委員 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 常勤監査役 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券(株) 監査役 2025年2月 当社 社外監査役 就任(現任)	(注4)	-
計					775,000

- (注) 1. 取締役井上 龍子、大槻 陸夫は、社外取締役であります。
2. 監査役木村 幸夫、左合 秀行は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年2月12日開催の臨時株主総会にて選任された時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年2月12日開催の臨時株主総会にて選任された時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。

担当	氏名
プラットフォーム事業部管掌	野崎 翔吾
プラットフォーム事業部管掌	松井 英章
コーポレート部管掌	加藤 荒太

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
	(省略)		
ローム株	京都府京都市右京区西院溝崎町21	21,110	0.29
その他77名		600,260 (19,830)	8.12 (4.13)
計	-	7,394,310 (1,461,010)	100.00 (19.76)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
	(省略)		
ローム株	京都府京都市右京区西院溝崎町21番地	21,110	0.29
その他77名		600,260 (305,100)	8.12 (4.13)
計	-	7,394,310 (1,461,010)	100.00 (19.76)